

# 福岡市立高等学校における部活動指導のガイドライン

令和元年 5月

福岡市教育委員会

## 目 次

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 1 ガイドライン作成の趣旨              | · · · · · 1 |
| 2 部活動の適正な運営について            | · · · · · 1 |
| (1) 部活動の意義                 | · · · · · 1 |
| (2) 学校教育における位置づけ           | · · · · · 1 |
| (3) 高等学校における部活動の体制づくり      | · · · · · 2 |
| (4) 高等学校における適切な休養日等の設定について | · · · · 3   |
| (5) 生徒の健康・安全確保に向けて         | · · · · · 4 |
| (6) 事故発生時の対応               | · · · · · 5 |
| (7) 生徒の健康管理                | · · · · · 5 |
| (8) 施設設備の管理                | · · · · · 6 |
| 3 部活動での指導の充実のために           | · · · · · 6 |
| (1) 効果的、計画的な指導に向けて         | · · · · · 6 |
| (2) 実際の活動における効果的な指導に向けて    | · · · · · 6 |
| (3) 顧問の指導力の向上に向けて          | · · · · · 6 |
| (4) 体罰によらない指導              | · · · · · 7 |

## 1 ガイドライン作成の趣旨

学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化・芸術活動に興味・関心をもつ生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組みや指導の下に行われるものである。その部活動において、指導者による体罰や体罰につながりかねない不適切な指導が依然としてなくならないことや、数件の事故をうけて、安全面の指導の徹底等いくつかの課題が明らかになっている。

そこで、福岡市教育委員会では、部活動の教育的な価値を再確認するために、平成28年に部活動指導のガイドラインを策定した。

その後も、部活動においては、練習時間や休養日の設定及び、教員の働き方改革について、文部科学省をはじめ、様々な会議で検討されてきた。

このような背景の中、スポーツ庁は、平成30年3月に、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象としつつも、高等学校段階の運動部活動についても、原則として適用し、速やかに改革に取り組むこととして、部活動運営の適正化に向け、スポーツ医・科学の観点や学校生活等への影響を考慮した練習時間や休養日の設定及び、教員の業務改善、勤務時間管理を含む「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。また、文化庁も平成30年12月に中学校及び高等学校を対象に「文化部の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。福岡市教育委員会としても、両省庁によるガイドラインをうけ、高等学校における休養日及び活動時間の再設定が必要であること、教員の部活動にかかる負担について見直す必要があること、さらに、平成30年2月に行った「体罰根絶宣言」に基づき、体罰のない部活動を運営することを再度確認するためなどにより、この度、高等学校における本ガイドラインを策定するものである。

## 2 部活動の適正な運営について

### (1) 部活動の意義

学校教育における部活動は、スポーツや文化・芸術活動に興味・関心をもつ生徒が、顧問等の指導のもとに、より高い水準の技能や記録に挑戦することができるものである。さらに、仲間と共に練習や競技並びに文化的活動等に取り組むことを通して、スポーツや文化・芸術活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験できるもので、学校の教育目標の実現に向けて効果が期待されるものである。

### (2) 学校教育における位置づけ

学習指導要領には、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割をふまえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」について明確に示されている。

高等学校学習指導要領には、第1章総則で部活動について、運動部活動について第2章第6節保健体育で規定されている。

### (3) 高等学校における部活動の体制づくり

#### ① 学校組織全体での取組み

- ・教育目標を学校組織全体で共有し、部活動指導の在り方や運営方法等について協議し、顧問任せにならないようにすること。
- ・校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減に配慮すること。

#### ② 部活動規則について

- ・各学校において、部活動規則を作成し、生徒を通して、保護者に配付し、部活動の目的や方針等について周知するとともに、その規則を遵守するよう指導すること。

#### ③ 各種会議の開催

- ・部活動顧問者会、キャプテン（部長）会、部活動生集会、必要に応じて保護者会を実施し、各部の活動状況や実績、課題等を共有し各部活動が互いに研鑽できるようにすること。

#### ④ 体験入部期間の設定

- ・4月には、新入生に対して体験入部期間を設けるように配慮すること。

#### ⑤ 部活動指導員の活用

- ・単独での練習や引率、監督ができる部活動指導員を学校の実態に応じて、有効活用すること。

#### ⑥ 部活動補助指導者の活用

- ・専門的な技術指導や、生徒、保護者のニーズに、より広く対応するために、効果的な活用を図ること。
- ・部の運営や管理については、顧問がリーダーシップをもって取り組むこと。
- ・部活動補助指導者を取り入れた部活動だけでなく、全職員が、部活動補助指導者と連携が図られるように体制を整えること。
- ・部活動補助指導者は、学校の教育活動に対する理解を深め、その目標や方針を踏まえた適切な指導や取組みを行うこと。
- ・けがや事故が発生した際には、学校の危機管理マニュアルに従って対応すること。

#### ⑦ 部活動合同練習の活用

- ・顧問不足の解消と生徒、保護者のニーズに応えるための救済措置で、両校間で協議し両校の校長の承認を得て活用すること。

⑧ ノーパーク活動デーの設定

- ・各学校の状況に応じて、定時退学日等を確実に設定し、ノーパーク活動デーを設定するよう努めること。

⑨ 各種連盟や協会等との連携・協力

- ・顧問は、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟、高等学校文化連盟、各団体等の運営に協力し、携わること。
- ・校長は、各部活動の大会やコンクール及び地域からの要請により参加する行事等への参加状況を把握し、大会やコンクール等への参加が、生徒や保護者及び顧問にとって、過度な負担とならないよう配慮すること。

#### (4) 高等学校における適切な休養日等の設定について

① 休養日及び活動時間の設定

- ・顧問は休養日が設定できない場合や活動時間が長時間になる場合には、必ず学校長の承認を得た上で、生徒や保護者の同意を得ること。また、生徒の心身の状況はそれぞれ違うことから、部として一律の休養日や活動時間を設定するだけでなく、個別に休養日や活動時間を設定するなどの配慮をすること。
- ・部活動における休養日及び活動時間については、家族で過ごす時間や家庭学習等にも取り組める時間を保障するとともに、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点も踏まえ、原則として以下を基準とすること。

○学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けること。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とすること。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。なお、休養期間（オフシーズン）については、各部活動で、その特性や季節に応じて適切に設定すること。

○原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、上記基準の趣旨を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、定期試験前後の一定期間の部活動休養日を設けたり、週間、月間、学期単位等での活動頻度・時間を設定したり弾力的に定めることができるものであること。

ただし、発達段階を考慮するとともに、特定の部活動に所属したいという意欲をもった生徒が、自ら選択し進学してきていることに配慮すること。

## ② 保護者への周知

- ・各部活動において、顧問は、月の休養日設定計画（別紙）を前月末までに作成し、校長に提出することとし、生徒を通じて保護者に周知すること。
- ・校長は、適切に休養日がとれているかを確認すること。

## （5）生徒の健康・安全確保に向けて

事故やけがを最大限防止しなければならないが、事故やけがを恐れるあまり、身体活動に対する指導が消極的になり、運動及び活動を制限することにならないように配慮することも必要である。また、あくまでも積極的に活動をすることを前提に、準備運動及びウォーミングアップ等を十分に行い、予想される事故防止に最大限の配慮をするよう努めるために、次の点に配慮することが必要である。

ア) けがや事故防止の徹底を図るとともに、生徒自らが危険を予測し、危険を回避する能力の育成に努めること。

イ) 顧問は、運動種目及び活動内容によって、けがの種類が異なることもあるので、各部活動で運動や活動の特性、けがの予防、処置の仕方、熱中症の予防等について、事前に生徒及び保護者に対して説明すること。

ウ) 全職員及び部活動指導員、部活動補助指導者に、AED、担架、救急箱等の設置場所を周知し、適切に取り扱うことができるようすること。

エ) 首から上のけがについては、医療機関を受診させることを原則とする。また、頭部及び頸椎の打撲等については、速やかに救急車を要請すること。

オ) 熱中症については、以下のことに留意し、予防に努めること。

### ○ 適切な水分補給について

- ・部活動が行われる環境や生徒の状況に応じて、水分補給の時間を確実に位置づけ、実施すること。
- ・部員全員が確実に水分補給できているか、生徒間で相互確認できる体制づくりをすること。特に下級生については十分配慮をすること。
- ・必要に応じて塩分等のミネラルの補給をすること。

### ○ 休憩時間の確保等について

- ・気温が上昇し、熱中症の危険性が高まった場合には、活動を中止し、風通しの良い場所で適切な休憩をとること。
- ・休憩時間を計画的に設定し、過度な運動や活動の連続にならないよう十分配慮すること。

- ・屋外の活動については、競技や活動内容を問わず、帽子の着用を励行すること。
- ・生徒が頭痛やめまい及び吐き気を訴えた場合には、速やかに空調の効いた部屋に移動するなど、適切な対応をすること。
- ・けいれん等の重篤な症状が見られた場合には躊躇することなく救急車の要請し、教育委員会高等学校担当に第一報を入れること。

○ 热中症に関する情報について

- ・热中症に関する情報（福岡市热中症情報等）を適切に把握し、予防策を講ずるとともに、学校に配布している黒球式热中症指数計で暑さ指数を計測し、活動時間の短縮、あるいは活動中止等の判断をすること。

力) 天候の急変による急激な気温の低下や、地震・落雷・台風・降雪等の自然災害にも十分に留意し、生徒の健康・安全管理に万全を期すること。

なお、万一、事故が発生した場合は、危機管理マニュアルに則り、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に初期対応を誤ると重大事故につながる可能性があることから校内研修会等により日頃からマニュアルの周知に努めること。

#### (6) 事故発生時の対応

いつ発生するか予想できない事故やけがに対して、日ごろから生徒の安全を確保するための緊急時の体制を確立しておくこと。事故が発生した場合は、学校の危機管理マニュアルにそって対応するとともに、次のことに配慮すること。

- ① 生徒の安全を優先させ、事故やけがの事実関係を正しく把握すること。
- ② 負傷者の状態を把握しておくとともに、校内の連絡・協力体制を整えること。
- ③ 保護者との連絡を密に行う。連絡にあたっては、態度や話し方、表現等に留意し、迅速・適切・誠実な対応をとること。
- ④ 事故が発生した状況や対応については、記録に残すこと。
- ⑤ 事故が起こった時の状況などについては、管理職に報告し再発防止に努めること。

#### (7) 生徒の健康管理

日頃から、家庭環境調査票、定期健康診断、保健調査票等により、喘息、心疾患、てんかん等の持病や既往症について、生徒の健康状態を把握し、運動制限や日常生活上の注意、発作時の対応等について保護者と連携すること。

## (8) 施設設備の管理

組織的に施設設備の点検を行うことで、施設の整備及び管理を徹底すること。

### 3 部活動での指導の充実のために

#### (1) 効果的、計画的な指導に向けて

- ① 生徒の将来に対して、顧問自らが責任を負っている自覚を常にもち、指導を行うこと。
- ② 指導の目標や練習内容を明確にした指導計画を作成し、1年間を通してバランスのとれた活動ができるように配慮すること。また、年度末には、年間の活動の振り返りを行い、次年度の取組みに反映させること。
- ③ 生徒、保護者、地域の方に、活動方針や取り組む内容等を説明し、開かれた部活動を目指すこと。また、周囲の意見に対しては、積極的に耳を傾け自分の指導に取り入れる努力をすること。

#### (2) 実際の活動における効果的な指導に向けて

- ① 生徒の意欲を高めることや、自主的、自発的な活動を促すことができるよう、日頃から生徒の状況を把握するためにコミュニケーションをとり、発達段階に応じた指導を行うこと。
- ② 好ましい人間関係づくりのために、生徒相互の関係やリーダー育成等を通して集団づくりに取り組むこと。
- ③ 生徒の活動に立ち会い直接指導することが原則であるが、やむを得ず直接指導することができない場合には、他の教員と連携し指導にあたること。また、直接指導することができない場合には、けがに繋がるような練習はさせないこと。
- ④ 勝つことだけを目指した取組みにならないよう、試合や大会・コンクール等に出場することができなかった生徒も、所属感や達成感等を味わうことができるよう留意すること。
- ⑤ 生徒の実態に応じて、時には毅然とした指導が必要になることも予想されるが、決して冷静さを見失うことなく指導をすること。

#### (3) 顧問の指導力の向上に向けて

- ① 積極的に研修会に参加することや優れた指導者と交流することを通して、継続的に自己研鑽に努めること。
- ② 指導内容については、最新の研究成果等を踏まえた科学的な方法を積極的に取り入れ、生徒や保護者に自信をもって説明できるようにすること。

#### (4) 体罰によらない指導

部活動指導においても、体罰を行うことは、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、社会の規範に反し、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうものである。改めて、全ての指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再確認することが必要である。

また、生徒への指導が部活動顧問のみとならないよう、学校全体で組織的な指導を実施し、可能な限り、複数での指導体制を構築すること、また、アンガーマネジメント研修会等を通して、教師が自分自身の感情をコントロールし、以下のような点にも配慮した体罰によらない指導を展開するよう心がけることが必要である。

##### ① 体罰に対する認識

- ・指導と称して殴る、蹴ること等はもちろん、懲戒の手段として体罰を行うことは禁止されており、傷害罪などの犯罪行為につながることを認識すること。
- ・生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されないことを認識すること。
- ・懲罰を目的とした、過度の運動等を連続して強要することは、体罰になることを認識すること。

##### ② 体罰禁止に向けて

- ・体罰は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことを認識すること。
- ・校長、顧問、その他の学校関係者（部活動指導員、部活動補助指導者を含む）は、部活動の指導において体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰を行わないようにするための取組みを行うこと。
- ・保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し理解を図ること。
- ・毎年度当初の会議等において、校長から体罰によらない教育の徹底と、体罰があった際の速やかな連絡・相談を呼び掛けること。
- ・部活動顧問者会等において、体罰によらない指導について確認を行うこと。

## 【参考】

- 文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」平成25年3月
- 福岡県教育委員会「福岡県運動部活動運営の指針」平成26年3月
- 福岡市教育委員会「『体罰』の根絶に向けた取組み方針」平成30年2月
- スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月
- 文化庁「文化部の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年12月
- 福岡県教育委員会「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」平成30年12月